

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

1. 自律性の確保						
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
1-1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	A	1-1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	A	① 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。 ② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。 ③ 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。 ④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。 ⑤ 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。 ⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	A A A B A A	中期経営計画等の策定にあたっては、全体構造について常勤理事連絡会での議論を経て、理事会で決定後、各学校が教学事項を、理事会が施設、財務及び広報等経営事項について素案を作成している。また、中期経営計画等の素案が策定された後に教職員への意見公募手続きを経て、評議員会にて意見聴取を行い、その後の理事会において中期経営計画等（各校・理事会のアクションプラン及び進め方）を決定することとしている。 中期経営計画等の策定にあたり、前回及びこれまでの計画の総括（進捗状況、達成度、次期中期経営計画等への引き継ぎの是非）を行い、各計画の成果や課題を確認した上で、浮かび上がった課題の改善に向けた計画となるよう振り返りを行っている。 中期経営計画等において、教学については各学校のアクションプランとして、施設及び財務等に関する事項については理事会（経営・管理）のアクションプランとして策定している。人事施策については、毎年度理事会で審議決定し、教職員に公開している。また、職員育成計画については、事務統括者会での審議決定を経て、職員に公開することとしている。 中期経営計画等の策定にあたっては、常勤理事連絡会において私大を取り巻く外部環境や内部現状及び中期経営計画等の総括や他大学の実施状況の把握等、理事として必要な情報について共有を図っている。理事の人才の育成については、役員に期待される役割、責務を適切に果たすために必要な知識の修得を目的として定期的な研修を実施している。また、理事の登用については、寄附行為に定めている。 中期経営計画等の実行段階において、進捗状況を適宜理事会に報告することとしており、その結果を教職員に公開している。また、理事会には常時監事が出席しており、適法性や倫理性の観点からも意見を徴している。 中長期の資金計画、収支計画を策定し、理事会に報告している。また中期経営計画等の策定に際しては、当該財政計画を踏まえて策定している。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

1. 自律性の確保						
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
1-1	1-1			⑦ 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	A	中期経営計画等の策定時には、目標のほか、カテゴリーごとのアクションプラン、具体的な取り組み内容、実施スケジュール、ワーキンググループ設置の有無、実行体制を明確にし、具体的な計画としている。
				⑧ 中期計画等に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。	A	中期経営計画等の教学事項については各校長が策定を管理し、経営事項については常務理事が管理を担い、これを公表し明確にしている。また、アクションプラン毎に実施組織を明記している。
				⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	A	中期経営計画等は、常勤理事連絡会、常務会、理事会で数次にわたり十分な検討を行ったうえで、教職員からの意見公募や評議員会での意見聴取を経て、理事会で最終決定を行っている。
				⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等進捗管理を行う。	A	中期経営計画等の各アクションプランは、学園全体、各学校及びアクションプラン毎にKGI・KPIによる測定可能な達成指標を示しており、適宜、データやエビデンスに基づいて進捗管理を行い、定期的に理事会に報告している。
				⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	A	中期経営計画等の内容、進捗管理方法については、教職員に十分な説明を行い、理解の深化を図っている。
				⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	A	中期経営計画等が外部環境の変化等により、変更や修正が必要となった場合には、各学校や常務会で協議検討し、理事会において最終判断を行い、改善計画を遂行できる体制としている。
				⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	A	中期経営計画は、学園ホームページで公表している。また、冊子を作成し、教職員へ配布することで、中期経営計画の周知を図っている。毎年1度、常勤理事連絡会、理事会で進捗状況を確認し、その内容を教職員に周知した後意見募集を行い、必要があれば計画を修正する対応を行っている。計画終了年度の後には、教授会、大学審議会、理事会等各会議体において進捗等の報告を行っている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

2. 公共性の確保						
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
2-1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	A	2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	A	① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。 ② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。 ③ 学校法人の中期計画等や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。 ④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性については、定期的に見直しを実施している。また、各学部等が実施するカリキュラム改定の際には、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性の確認を行いつつ検討し、方針の実質化を図っている。 ⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	A	毎年度、事業計画書及び事業報告書を作成し、事業計画に伴う予決算と併せてホームページ等において公表している。 同上 毎年度、予算編成方針や人員配置計画（採用方針等）を理事会で示し、経営資源が効率的に配分されるよう周知を図っている。 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性については、定期的に見直しを実施している。また、各学部等が実施するカリキュラム改定の際には、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性の確認を行いつつ検討し、方針の実質化を図っている。 各学部等において入試結果のデータ分析に基づき学生募集施策を検討・実施し、アドミッションポリシーの点検と実質化に取り組んでいる。入学試験の科目や内容を通してアドミッションポリシーに適合する学生の募集を図っている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

2. 公共性の確保						A	
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況	
2-1	2-1			⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューション・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	A	毎年度、自己点検評価、授業改善のためのアンケート調査、学生生活アンケート調査を通して、データ収集を行っており、授業内容及び授業方法の改善を図り教育活動の向上に努めている。	
				⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	A	毎年度、地域連携センターにおいて、事業方針、実施計画を策定し、リカレント教育等の諸施策を公表している。	
				⑧ 留学生の受け入れ並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	A	<p>留学生の受け入れについては、入試選抜方法を定め、留学生入試を実施しており、当該入試制度を利用して入学した学生には、日本語教育プログラムを提供している。学生の海外派遣については、海外留学プログラムを多数設け、語学能力の育成等に寄与するものとなっている。教育課程において、海外留学プログラムに参加した場合は、期間、内容に応じて単位としている。</p> <p>また、外国人別科生においては、出入国在留管理庁の通知による語学力以上を保持している事を出願条件とし、入学後は日本語学力による能力別のクラスを開設している。</p>	

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

2. 公共性の確保						A	取組状況
	遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	
2-2 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	A	2-2 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	A	①	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	A	文教大学地域連携センターは、建学の精神に基づき、本学の教育・研究資源を地域に還元するとともに、地域との連携を通じて地域の発展に寄与することを目的とし、地域に根差した「知の拠点」となることを目指している。
				②	社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	A	社会・地域との連携を支援するため、地域連携センター及び地域連携部を設置している。
				③	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要な社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	C	各種ボランティア活動は様々な形態があり、機動的かつ柔軟に実施できるよう、必要に応じて実施要領等を作成して対応している。
				④	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	A	生涯学習の機会を提供するためにオープンユニバーシティや文教大学シニアアカデミーを開講している。また、地域の諸課題の解決を目指し、各自治体からの要請に応じて、地域住民向けの教育講座を開設している。また、図書館内に設置している家庭文庫「あいのみ文庫」では子育て中の親や学校ボランティア向けに絵本の読み手を育てるための各種講座を開講している。
				⑤	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	A	学内の自主的な取り組みについて、地域連携センターから各部門部署へ情報提供を依頼し、各部門部署の取り組みを集約することとしている。 また、報告に基づき、法人全体のトピックスとして公表している。
				⑥	自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	A	連携協定を締結した自治体や企業との間で定期的な情報交換の機会を設け、相互理解を深めたうえで連携事業を実施している。また、行政と大学がともに地域の発展に向けて取り組むため、キャンパス所在の自治体等と包括協定と締結し協定に基づき定期的に会議や活動を展開している。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保							
	遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
3-1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守とともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	A	3-1 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	A	<p>① 『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。</p> <p>② 監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。</p> <p>③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。</p> <p>④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>私大連監事監査ガイドラインおよび監事監査規程に基づき、毎年度、監事監査計画書及び監事監査報告書を策定している。また、監事監査計画及び監査報告は、理事長及び理事会に報告したうえで学内に公表している。</p> <p>監事により理事会へ提出された監事監査計画に基づき、滞りなく実施されるための準備を行う。監事監査が終了し、監事監査による指摘事項については早急に改善し、以後定期的にPDCAを回し改善に努めている。</p> <p>また、監事監査計画を学内に周知することにより、監査を受ける各部署に対して協力体制をとっている。監事監査報告については、理事長及び担当理事が報告を受けて業務改善に取り組んでいる。</p> <p>なお、毎決算時に作成する「計算書類」に添付する「監事監査報告書」は、大学ホームページの事業報告書の「財務の概要」欄および「財務状況」に転載し、事業報告書及び決算においての適切性を高めている。</p> <p>常勤・常任監事の登用は行っていないが、週1日は出勤して業務に就き、理事会出席や会計監査への立ち合いの際は必要に応じて勤務日を変更する体制をとっている。また、監事のサポート業務を行う部門として、学園本部に理事長室を設置している。また、監事監査実施に際しては、理事長室が支援を行っている。</p> <p>監事はすべての理事会及び評議員会に出席し意見を陳述できる体制を取っている。また、主に中期経営計画策定の検討を行う常勤理事連絡会に出席し、意見を述べている。</p>

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保					A	取組状況
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	
3-1	3-1			⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	A	学園監事監査規程に「監事は、法人の役員及び職員に対して、監査に必要な資料の提出並びに業務の状況に関する説明及び報告を求めることができる。」と定めがあり、実施している。情報提供については、監事が直接被監査部門にヒアリングを行うほか、理事長室が担当事務局に日程調整や資料請求を行っている。
				⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	A	理事会等には2名の監事が共に出席しており、その前後及び監事監査実施時に打ち合わせを行うことで連携を深めている。また三様監査関係者連絡会を開催し、監査法人、理事長室内部監査担当とともに意見交換を行っている。
				⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	A	会計監査人は次のような条件を考慮して選択する。 ①学校法人会計に精通した公認会計士を要している ②個人会計事務所より監査法人を優先する ③学園の提示する会計監査人に対して、毎決算ごとに監事の意見を確認する
				⑧ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	A	監事、会計監査人、学園内部監査業務にあたる理事長室で行う三様監査関係者連絡会を設置しており、学園の会計事務管理者に隣席を求め、定期的に意見交換や協議を行っている。
				⑨ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	A	文部科学省、私大連の監事研修・会議に参加する他、大学監査協会等の研修について情報を得て参加機会を設けている。
				⑩ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によつて、監事を選任する。	A	寄附行為において監事の任用について「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定しており、専門性と独立性を確保している。
				⑪ 監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	A	寄附行為において監事の選任、任期、再任、補充及び独立性について定めており、監事の継続性及び独立性が保たれている。 また、選任にあたっては寄附行為の定めにより適正に選任を行っている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保						A	取組状況
	遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	
3-2	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起り得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	A	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	A	① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。 ② 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。 ③ 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。 ④ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を開く。 ⑤ 理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	A	就業規則その他において、法令遵守の徹底を求めている。また、私立学校法や学校教育法をはじめとする重要法令の改正が行われた場合、理事会、理事研修会や大学審議会等において、構成員への周知を図っている。 役職者の選解任過程、報酬の決定方法及び報酬の開示については、寄附行為及び学校法人文教大学学園役員の俸給・報酬等に関する規程をホームページで公開し、透明化を図っている。 学校法人文教大学学園理事及び評議員選任規則により選任規則が開示されている。評議員選挙内規により評議員選挙の手続・過程や選挙結果の開示手順が示されている。学長は文教大学学長選出規程、文教大学学長選出規程施行細則により選出されるまでの手順・過程が示されている。最終的に理事会審議決定事項の情報公開によって一般周知されている。 役職者の解任に関する規定は寄附行為の定めによって定められている。 役職者の報酬については、学校法人文教大学学園役員の俸給・報酬等に関する規程により定められており、ホームページ上で公開されており情報開示している。 恒常的にリスクの点検を行っており、定期的に常務会で確認を行っている。また、教育活動に重大な影響を及ぼす事案については、理事会に報告することとしている。
							定期的に開催する理事長会議において法人内存在するリスクの共有を行っており、重大な事案については、常務会や理事会へ報告することとしている。
							恒常的にリスクの点検を行っており、定期的に常務会で確認を行っている。また、教育活動に重大な影響を及ぼす事案については、理事会に報告することとしている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保					A	取組状況
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	
3-2	3-2			⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	A	寄附行為、常務会規則、組織分掌規程、職務権限規程及び文書決裁規程等に基づき、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限が定められ、理事会、常務会、理事長、担当理事、学園本部長、事務局長・局次長、部長及び課長において適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備している。
				⑦ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	A	寄附行為、常務会規則、組織分掌規程、職務権限規程及び文書決裁規程等に基づき、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限が定められ、理事会、常務会、理事長、担当理事、学園本部長、事務局長、次長、部長及び課長において適切に職務を遂行する体制を整備している。
				⑧ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）を設置するなど、内部チェック機能を高める。	A	職務分掌規程において、理事長室が内部監査を担うことを定めており、内部監査担当を置くことを明確化している。また、理事長直轄の組織として業務にあたることにより、内部監査機能を高めている。
				⑨ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	A	内部監査規程及び同細則の規定により内部統制体制を確立している他、マニュアルを整備し担当者間で共有することで内部監査の実効性を高めている。
				⑩ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	A	監事、会計監査人及び理事長室で行う三様監査関係者連絡会を設置しており、学園の会計事務管理者に隣席を求め定期的に意見交換や協議を行っている。業務執行時や会計監査の際に相互協力体制を取ることで有効な監査を実施している。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保						A		
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況		
3-2		3-2		<p>⑪ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。</p> <p>⑫ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。</p> <p>⑬ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日）等を参考にして）、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>毎会計年度終了後、会計監査人による理事長、財務担当理事への「理事長ヒアリング」を会計事務管理者同席のうえ実施し、学園の経営及び財務状況、並びに会計処理について適切に情報共有している。</p> <p>法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に対応するため、弁護士と顧問契約を締結している。また、外部理事に弁護士を登用しており、理事会においても法令を遵守した意思決定が適切になされるよう体制を整備している。</p> <p>公益通報者保護法、「公益通報者保護法の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」及び民間事業者向けガイドラインに基づき、公益通報に関する取扱い規程を定め、内部通報にかかる体制を整備している。 部門横断の内部公益通報受付窓口として法人事務局法人総務課長を設置している。内部通報者自身の所属上長には知られることが無い別のルートとして用意されており、内部通報者が特定されて不利益が生じることが無いよう規定されている。 内部公益通報受付窓口から調査委員会を設置する手順が定められており、調査結果は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に配慮しつつ、速やかに内部通報者に通知されることとなっている。</p>		

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保						A	取組状況
	遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	
3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るために、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	A	3-3-1	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進めます。	A	① いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。 ② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。 ③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。 ④ 中期計画等、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。 ⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	A 情報公開規程により、情報を公開する事項、対象、手段及び情報開示請求手続きなどの基準を定めている。 A 情報公開規程により、情報を公開する事項、対象、手段及び情報開示請求手続きなどの基準を定めている。また、法令に則り、必要な情報をホームページに公開できるよう、公開する情報に応じた分任体制を整備している。 A 法令に定められた財務書類は適切に保管し、閲覧に供することができる体制を整えている。また、計算書類を含む財務状況および事業報告書等をホームページで公開している。 A 中期経営計画は毎年度ホームページに公開している。また、事業報告書は事業計画書に基づき、進捗状況及び達成度等点検結果、並びに財務状況を含めて、ホームページで公表している。 A 認証評価結果、設置計画履行状況等調査結果等、第三者評価の結果をホームページで公表している。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保						A	取組状況
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況		
3-3		3-3-1		⑥ 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	A	計算書類の貸借対照表（注記）にある、「学校法人の出資による会社に係る事項」に明示し、ホームページで公開している。	
				⑦ 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	A	内部統制の実施状況については、学園及び大学の管理運営の概要として、毎年度ガバナンス体制を事業報告書に記載し、その内容をホームページで公開している。学校会計の面では、経費の執行について、各部署に対し必要に応じて内容はもとより、計上科目について確認が行われていること、また定期的な監事による監査によって財務報告の信頼性が担保されている。しかし、事業報告書に項目が設けられていないため、新たに項目を設けるかホームページへの公開等検討する必要がある。なお、監事は理事会、評議員会及び必要な会議に出席するとともに、理事長室内部監査担当及び監査法人から報告を受けることによって内部統制が適正に行われていることを確認し、監査報告書により表明している。	
				⑧ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	A	外部からの問い合わせを受け付けるための連絡先をホームページで公開している。外部から寄せられた意見等は、事務局担当部門へ引き継ぎ、対応する体制を整備している。	

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保					A	
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
3-3	3-3-2	会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	A	① 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	A	法令で定められた公開すべき情報等は、ホームページで公開し、定期的に更新している。
				② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	A	ホームページトップ画面から直接アクセスできるページとして「法令に基づく教育情報等の公表」ページを開設しており、ユーザビリティの向上を図っている。
				③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	A	事業報告書や財務状況等の公開資料については、可能な限りグラフや図表を用い、概要など説明文を付しており、社会に広く理解されやすいよう工夫を行っている。
				④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	A	事業報告書に当該年度及び前年度対比の収支状況、過去5年間の収支及び財務比率の推移及び経営状況の分析等を掲載している。「経営状況の分析」については、私立学校振興・共済事業団が提供する「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」を用いて経営状態を診断し、経営上の成果と課題及び今後の方針等公表している。
				⑤ 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	A	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、情報公開内容も含めて、常務会で確認を行い、内容や状況によって理事会へ報告を行うこととしている。現在、学園に重要な影響を及ぼすと考えられる傘下の法人は、学園が出資総額の50%以上を出資する関連会社と考えられる。当該情報は計算書類の注記にその状況を記載すると共に、ホームページの財務状況に掲載して外部に公開している。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

3. 信頼性・透明性の確保						A	取組状況
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況		
3-3		3-3-2		⑥ 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。 ⑦ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	A	中期経営計画の策定及び事業報告については、評議員会で説明をおこなっており、情報の共有を図っている。また、承認された事業報告書は、ホームページで公開している。	
						財務に関する事項については、学校法人会計基準に則り会計処理を行っている。事業報告書の「財務の概要」には、各項目に説明を盛り込むなど、大学関係者以外のステークホルダーに理解が得られるよう工夫を行っている。	

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						A	
	遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
4-1	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	A	4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	A	① 政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。 ② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。 ③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。 ④ 理事会及び監事、評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。 ⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。 ⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	A A A A A	寄附行為において、理事長及び常務理事の職務について規定している。また、学長等の任用と職務規則において、学長の責務についても規定し、政策を策定する責任者の職務を明確化している。 寄附行為において、理事の選任、解任事項を定めている。また、学長については、学長等の任用と職務規則に定めているが、解任の手続きについては、学長は理事であるため、寄附行為によるものとしている。 理事会において、理事会が行う業務についての担当を決定し、毎年度公表している。 寄附行為及び「理事及び評議員選任規則」において、理事会、評議員会、監事の定数、選任方法及び職務について定めている。また、評議員会での評議員からの意見具申や諮問事項を定めており、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築している。 監事は毎理事会に出席し、適時適切に法人の状況の把握に努めている。また、理事会における意見具申や監事監査報告に際しても、理事長及び学園内部監査業務にあたる理事長室との意見交換（理事長連絡会）も適宜行われており、相互に意思疎通が図られるよう努めている。 法人については寄附行為、組織分掌規程及び職務権限規程に、大学については、学則をはじめ、大学審議会、大学院委員会等の教学管理に関する規程、組織分掌規程や職務権限規程を定め、それぞれの役割を明確にしている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
4-1	4-1			⑦ 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	B	政策の執行状況については、常務会、理事会等において各種データを活用して事業の進捗状況に関する分析や報告がなされているが、より効果的・効率的な仕組み作りを今後も進めていく。
				⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	A	理事会や評議員会に提示された資料は、電子データにて教職員に公開している。また、過去の開催回の資料や記録も専用ホームページや共有フォルダに格納し閲覧できる仕組みを整えている。なお、理事会に出席を要しない評議員には、理事会終了後に担当理事が議事を説明することとしており、教職員への経営情報伝達が迅速になされるよう努めている。
				⑨ 理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	A	理事会等の議決事項については、各学校及び関連事務局が定められた期日までに担当部局に議案を提案し、担当部局は議案の必要性についてチェックを行い、その後常務理事に確認を行っている。理事会及び評議員会の議事は、「案件」「事由」「議事に必要な資料」を提示したうえで、その文書の中で、何を、どのような理由で、どう決定するかを明文化したうえで、審議している。また、審議の結果については、会議終了後、即座に評議員に伝達する仕組みを整えている。
				⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	A	理事会及び評議員会の開催にあたっては、事前に書面により、議事と内容を通知するよう寄附行為に定めており、事前に議決内容の確認を行えるような仕組みになっている。
				⑪ 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	A	理事の数は15人以上19人以内、評議員の数は41人以上58人以内としており、理事の数を超える評議員を置くこととしおり、学校法人の規模、設置校数を踏まえた人数としている。なお、本法人の理事は、評議員を兼ねることとしていることを付記する。
				⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者（以下、「外部人材」という）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。	A	理事総数18名中5名を外部人材から登用している。また、評議員52名中15名を外部人材から登用しており、法人内外の人材バランスに配慮しつつ、積極的に外部人材を登用している。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
4-1	4-1			⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人々の権利を尊重し、個性と能力を十分に發揮できる環境を構築する体制を整備する。	A	多様性を尊重する取り組みとして、女性活躍推進法に基づく行動計画を作成のうえホームページで公開しており、女性管理職の登用向上などを目指している。障害を有する方への理解を深め、安心して働いてもらえるよう、東京都が実施する職場内障害者サポートー養成講座を終了した職員を含めて障害者に対する支援活動に積極的に取り組んでおり、東京都の職場内障害者サポートー事業の好事例と認定された。また、外国籍の方とともに働くうえで理解すべき事項を共有するなど、多様性への理解促進に努めている。 多様なバックグラウンドの学生等が在学中通称名を使用することができるよう方針を定め、制度を運用している。
				⑭ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	A	外部人材から登用された理事、評議員は、それぞれ理事会、評議員会に出席し、適時適切に法人の状況の把握を行っている。また、理事会、評議員会における意見具申が適切に行われるよう、その機会の確保に努めている。
				⑮ 理事、監事及び評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	A	新たに理事、評議員に就任した際には、新任理事、評議員オリエンテーションを実施し、様々な観点からの必要な情報を提供している。理事及び監事には、日本私立大学連盟等が主催する研修への参加を促し、複数の理事が参加している。また、毎年度、理事・監事研修会を開催し、研修機会を設けている。定期的に研修機会を提供できていない評議員に対しては、今後、機会の充実を図っていく。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						A	取組状況
	遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	
4-2	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	A	4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	A	<p>① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。</p> <p>② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。</p> <p>③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。</p> <p>④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。</p> <p>⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>寄附金募集企画、寄附の受入諾否並びに寄附者に対する顕彰等について専門的に審議する機関（寄附金受入管理委員会）を設置している。また、寄附募集から受入等の対応を専門的に行う担当部署を設置し、募集事業を推進している。</p> <p>理事会において、定期的に寄附募集状況の報告を行っており、資料は教職員にも共有している。また、理事長直轄の部署において寄附募集業務を推進しており、課題や進捗状況は隨時確認を行っている。</p> <p>寄附募集活動においては、中期経営計画等の内容と連動させ、募集要項や寄附依頼のリーフレットを作成したうえで、寄附の募集を行っている。また、目的を明確にした寄附の募集も行っている。</p> <p>研究推進と研究支援を行うために、教育研究推進センターを設置し、科学研究費補助金の採択状況や研究助成情報を公表している。また、研究者情報をホームページに公開し、教員の研究と社会との接続を図っている。</p> <p>教育研究推進センターを設置し、外部資金の受け入れや研究費を管理する体制を整備している。</p>

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						A	
遵守原則		遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
4-2			4-2-1		⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	A	産学官連携、大学間連携、高大連携を推進するため、地域連携センターを設置し、地域・社会との連携を推進するための体制を整備している。
					⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	A	資金運用管理規程および資金運用基準に則り、運用資産のリスクに留意しつつ、安全性及び流動性を確保したうえで資産の有効活用を図っている。なお、金融資産については、年次資金運用計画に基づき運用し、投資対象については都度「資金運用管理委員会」への報告を行っている。また、資金運用管理規程では理事会へ四半期ごとの運用報告を義務付けている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況	取組状況
4-2	4-2-2	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	A	① 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	A	危機管理規程や情報セキュリティに関する規則、ハラスマント防止規程等を定め、危機の発生を未然に防止するための体制を整備している。また、海外研修危機管理オリエンテーションの計画と実施また、国際交流アンバサダーによる体験報告会の実施等で在校生の危機管理に関する意識を高める。
				② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	A	危機管理規程や情報セキュリティに関する規則等を定め、不適切な事案が生じた場合に対処する体制を整備している。
				③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	B	大規模地震等災害発生時の対応マニュアルを整備している。各講義室には、災害発生時の避難経路を明示しており、学生教職員に周知している。また、各種行事を実施する際には、その都度災害発生時の避難場所の確認、入学試験実施時においては、不測の事態発生時の対応の確認を行っている。研修では、危機発生に備えて全学生・教職員を対象とする安否確認返信訓練を毎年行っている。なお、管理監督者を対象として毎月1回、最寄校舎への駆け付け可否返信メール訓練を行っている。その他、危機発生時を想定した現場間連絡ツールの使用訓練、新任職員へのマニュアル理解研修などを行っている。 留学プログラム等における危機管理についても、大学で危機管理マニュアルを整備しており、不測の事態が発生した際の対応手順を定め、当該プログラムの主管部署関係教職員及び学生に周知している。また、年に2回、国際交流センター主催として、海外研修等参加の学生と実務担当教員を対象とした危機管理会社から講師を呼び危機管理オリエンテーションを実施している。 感染症の対応については、対策本部で定めたガイドラインや対応マニュアルを隨時学生教職員に公表し対応してきた。なお、危機管理広報については、対応が必要な部署及び関係部署に周知を行っている。

学校法人文教大学学園 2024年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

コードの遵守状況の判断 : A「遵守」 B「限定付遵守」 C「遵守不十分」 D「未遵守」 E「意見不表明」

4. 継続性の確保						A	取組状況
遵守原則	遵守状況	重点事項	遵守状況	実施事項	遵守状況		
4-2	4-2-2			④ 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	A	大地震等の災害発生時には、対応マニュアルに基づき教職員が対応できよう整備している。また、感染症の対応についても、対策本部で定めたガイドラインや対応マニュアルに基づき、学生教職員が対応できるよう周知を図っている。	
				⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	A	総合情報ネットワーク規程、情報システム管理運用規程、情報セキュリティに関する規則等を定め、情報へのアクセス権限を適切に設定している。	
				⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	A	情報資産の管理運用及び情報セキュリティに関する規則、情報セキュリティ委員会規程等を定め、情報の適切な運用に努めており、検証体制を整備している。	
				⑦ ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	A	ハラスメントの無い環境つくりと維持のため、学園としてハラスメント防止規程、ハラスメント防止委員会規程を定め、ハラスメントを防止するための方針を定めている。ハラスメントに関する相談窓口を大学ホームページで公開しており、ハラスメント被害者が生まれないよう、教職員に対してハラスメントに関する理解を深めるための研修を実施している。	